

議案第176号

さいたま市介護保険条例及びさいたま市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市介護保険条例及びさいたま市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年11月25日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市介護保険条例及びさいたま市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市介護保険条例の一部改正)

第1条 さいたま市介護保険条例（平成13年さいたま市条例第186号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (延滞金の特例) 第7条 当分の間、第7条第1項に規定する納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、同項の規定にかかわらず、納期限の翌日から3月を経過する日までの期間とする。	附 則 (延滞金の割合の特例) 第7条
2 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金額の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。	当分の間、第7条第1項に規定する延滞金額の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

3 前2項の規定の適用がある場合における延滞金額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	2 前項の規定の適用がある場合における延滞金額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
--	---

(さいたま市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市後期高齢者医療に関する条例（平成20年さいたま市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～3 [略] <u>(延滞金の特例)</u>	附 則 1～3 [略]
4 <u>当分の間、第7条第1項に規定する納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、同項の規定にかかわらず、納期限の翌日から3月を経過する日までとする。</u>	
5 [略]	<u>4 [略]</u> <u>(延滞金の割合の特例)</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(介護保険の保険料に係る延滞金に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後のさいたま市介護保険条例附則第7条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納期限（同条例第8条の規定による保険料の徴収猶予をした場合は、当該徴収猶予をした期間の満了日。以下この項において同じ。）の到来する保険料に係る延滞金について適用し、施行日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

(後期高齢者医療の保険料に係る延滞金に関する経過措置)

3 第2条の規定による改正後のさいたま市後期高齢者医療に関する条例附則第4項の規定は、施行日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、施行日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。